

第4期浜頓別町地域福祉実践計画



2021年赤い羽根共同募金ご当地ピンバッチデザイン

浜頓別町マスコットキャラクター「スワットン」



社会福祉法人 浜頓別町社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化の急速な進行と人口減少や過疎化、核家族化の増加に加え、地域での住民相互の社会的つながりの希薄化など、社会環境が大きく変化している中で、求められる福祉ニーズも複雑・多様化してきています。

このような背景のもと、社会福祉法に規定されている公共性の高い団体として「地域福祉の推進を図る」ことを使命とする社会福祉協議会の真価が大きく問われ、その存在意義を示す事業、活動を展開していくことが強く求められています。

浜頓別町社会福祉協議会では、様々な福祉課題に対応するため「地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、第3期浜頓別町地域福祉実践計画を基に課題の整理と事業評価について熱心にご審議いただき、既存事業の拡充と充実に重点を置いた「第4期浜頓別町地域福祉実践計画（令和3年度～令和7年度）」を策定いたしました。

本計画は、「地域共生社会の実現に向けて福祉でまちづくり」を基本目標とし、5つの基本計画と13の重点推進項目とそれぞれの実践項目、事業名の具体的事業という構成になっております。この計画は、継続性を持ち町や関係機関、団体等との連携を図りながら「新しい地域福祉」の推進のために、地域住民が支え合う環境づくり、住民自らの手による地域福祉活動を発掘、支援していく5年間の計画であります。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう役員一同、地域福祉の更なる推進に取り組んでまいります。今後とも関係機関の皆様や町民の皆様のより一層のご指導、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、長期間にわたりましてご審議いただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆様や関係機関の皆様に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

令和 3年 3月

社会福祉法人 浜頓別町社会福祉協議会
会 長 横 山 豊 広

目 次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の策定体制	1

第2章 基本目標及び基本計画

1. 基本目標	2
2. 基本計画	2

第3章 実践計画

第1節 問題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化	3
第2節 一人ひとりの生活課題を受けとめ、包括的に解決していくための 支援体制づくり	5
第3節 まちづくりにかかわる多様な推進主体とのネットワークの強化	11
第4節 地域づくりを主体に担う人づくり	12
第5節 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり	16

第4章 実施計画

基本計画1	21
基本計画2	22
基本計画3	23
基本計画4	23
基本計画5	24

資料編

地域福祉実践計画策定に係る住民意識アンケート調査結果	26
第4期実践計画策定の流れ	33
浜頓別町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱	34
報告書	35
実践計画策定委員名簿	35

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

少子高齢、人口減少の進行により経済社会は縮小し、地域経済の担い手不足により地域全体の活力低下に繋がりがねない事態を招きつつあります。また、住民の生活・福祉課題も深刻化しており、今の生活・福祉課題は、より複雑化し生活困窮対応、ひきこもり、孤立、虐待、認知症など表面化している課題のほかにもより深いところにも課題が存在していることもあります。さらに、複数の課題を抱えている住民もおり、単一制度のみでの支援では難しい事例も存在しているといわれています。このような中で地域住民、行政、福祉施設、福祉団体、ボランティア、民生委員などが連携・協働しながら地域の福祉ニーズを受けとめ、長期的・計画的な地域福祉活動の展開、地域福祉の基盤体制づくりを進めるとともに、誰もが住み慣れた地域で生活を継続できることを目指し、策定するものであります。

2 計画の位置づけ

地域福祉実践計画とは、社会福祉協議会が地域共生社会の実現に向けた取り組みを計画的かつ効果的に実施するため、また「わがまちの社会福祉協議会がどのような福祉のまちづくりを目指しているのか」を地域住民に明らかにするために策定するものとなっております。浜頓別町社会福祉協議会では社会福祉法第107条に規定されている地域福祉の推進に関する事項を踏まえ「第6次浜頓別町まちづくり総合計画」及び浜頓別町の「各種福祉計画」との整合性を図りながら策定しました。

3 計画の期間

この計画は、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年とします。なお、社会福祉協議会の取り巻く情勢に大きな変化があった場合には、この計画期間内においても見直しを行います。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第6次浜頓別町まちづくり総合計画								
第1期子ども・子育て支援事業計画		第2期子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・子育て支援事業計画	
第5期障がい者福祉計画・障がい福祉計画			第6期障がい者福祉計画・障がい福祉計画			第7期障がい者福祉計画・障がい福祉計画		
第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画			第8期高齢者保健福祉・介護保険事業計画			第9期高齢者保健福祉・介護保険事業計画		
浜頓別町社会福祉協議会 第4期地域福祉実践計画								

4 計画の策定体制

地域福祉実践計画の策定にあたっては、地域の実情にあわせた内容とするため、理事及び評議員6名の委員で構成する「浜頓別町社会福祉協議会地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、第3期実践計画の評価と課題及び事業計画内容について検討・協議いただき、現計画を基本として事業の更なる拡充に努めることとしました。また、町内会・自治会並びにボランティア団体、浜頓別高等学校ボランティア局、福祉施設の209名を対象に住民意識アンケート調査を、33の町内会・自治会を対象に町内会・自治会アンケート調査をそれぞれ実施し、社会福祉協議会に対する意識調査を行いました。なお、計画策定にあたっては、北海道社会福祉協議会、浜頓別町など関係機関や団体等との情報を共有し連携を図ってきました。

第2章 基本目標及び基本計画

1. 基本目標

地域共生社会の実現のためにこれまでの社会福祉協議会（以下「社協」という。）活動の実績を踏まえつつ、多様なニーズや複雑・困難化する生活課題等に対して、幅広い社会資源の連携・ネットワーク強化と社協活動の更なる充実に取り組みながら、すべての住民参加による地域福祉を推進し、「地域共生社会の実現に向けて福祉でまちづくり」を基本目標に掲げ、浜頓別町をはじめとする関係機関・団体と連携を強化しながら「こころが通いあい安心して暮らせるまちづくり」を目指していきます。

『地域共生社会の実現に向けて福祉でまちづくり』

2. 基本計画

基本目標の実現に向けて次の5つの基本計画を掲げて取り組みを進めます。

1. 問題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化
2. 一人ひとりの生活課題を受けとめ、包括的に解決していくための支援体制づくり
3. まちづくりにかかわる多様な推進主体とのネットワークの強化
4. 地域づくりを主体的に担う人づくり
5. 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

第3章 実践計画

第1節 問題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化

I 町内における高齢者等の見守り体制の整備・充実・強化します

1. 町内会に対する福祉活動の普及・促進

○現 状

町内で住民やボランティア団体等が主体的に行っている先駆的な活動及び地域のたすけあい活動や地域福祉の振興に寄与すると認められる町内会活動等に対し、「地域福祉活動助成事業」による活動支援を行っています。

□課 題

地域福祉活動助成事業実施要領により、各町内会・自治会に対し直接文書を発送し事業活用のPRを行った結果、本事業を活用する町内会が徐々に増えてきています。しかし、町内会等においてどのような事業に活用できるのか分かりにくいとの意見もあることから具体的なメニュー等を示しながら活用しやすい事業となるよう検討しなければなりません。

◇実践事業

- ①「地域福祉活動助成事業」の活用に向けて町内会等に積極的にPRを行います。
- ②どのような事業に活用できるのか、具体的なメニューを示しながらPRを行います。
- ③町内会等で利用しやすい事業となるよう必要に応じて実施要領の見直しを検討します。
- ④本事業の利用促進と財源確保に努めます。

2. 要支援者への見守り活動

○現 状

地域の高齢者等に対し、社協事業（ボラ弁事業・軽食交流事業による訪問、ふれあいスポーツ大会・ふれあい昼食交流会への参加要請等）を通じ、見守り活動に取り組んでいます。

□課 題

現在、実施している事業は継続して実施していきませんが、事業によっては参加者が減少傾向にあるものもあるため、実態の把握に努め必要に応じて事業内容の見直しが必要です。また、既存の事業による見守り活動では不十分であるため、社協役員と町内会・自治会やボランティア団体、関係機関との連携も含めて見守り活動の拡充が必要です。

◇実践事業

- ①社協事業を通じた見守り活動を継続していきます。
- ②各関係機関等を通じて得られた福祉情報を見守り活動に活用していきます。
- ③既存の社協事業で実施している見守り活動のほか、理事・評議員及び町内会・自治会並びにボランティア団体等との連携により、積極的な見守り活動の拡充に取り組みます。

3. サロン活動

○現 状

高齢者や障がいのある方、子育て中の方などが気軽に無理なく楽しく集える居場所づくり・交流の場づくりとしてサロン活動の取り組みが求められています。

□課 題

サロン事業の実施に向けた議論が不十分であり、具体的な事業実施の協議に至っていません。

◇実践事業

- ①ボランティア団体及び関係機関等と協議、連携を図りながらサロン事業の実現に向けて取り組みます。

II 高齢者・障がい者の権利を擁護します

1. 日常生活自立支援事業の実施

○現 状

高齢や障がい（知的・精神）により日常生活の判断能力に不安があり在宅で生活されている方等に福祉サービスの利用手続きや生活費の管理、大切な書類の預かりなどのサービスを提供しています。なお、平成26年10月より道社協から事業を受託し、町社協として自立支援専門員及び生活支援員を配置し、事業を実施しています。

□課 題

潜在的なサービス利用のニーズは存在していると思われるため、ニーズの掘り起こしと支援できる体制の整備が急務であります。また、自立支援専門員のスキルアップや生活支援員の増員を目指すとともに、生活支援員への丁寧な制度説明と積極的な研修参加を推進します。

◇実践事業

- ①社協だよりやホームページなどにより、事業内容について周知していきます。
- ②保健福祉課及び地域包括支援センター等と連携し、潜在するニーズの掘り起こしに努めます。
- ③生活支援員の増員を図り、専門員も含めた積極的な研修参加によりスキルアップに努めます。

2. 成年後見・権利擁護事業に対応する体制整備 ※重点事業

○現 状

認知症、知的障がい、精神障がい等により、判断能力に不安がある人の権利や財産を守るため、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、令和3年度末までに中核機関（権利擁護センター等を含む。）の整備を進め、より地域に根差した包括的な相談支援体制につなげていくことも視野に入れて、中長期的に整備していくことが求められています。

□課 題

包括的な相談支援体制を充実させるため、社協が中核機関（権利擁護センター）となり、より広範囲なニーズに対応できる支援体制の構築が必要であり、地域住民からの信頼構築と地域の支援機関等との包括的なネットワーク構築が必要とされています。

◇実践事業

中核機関（権利擁護センター）の整備のための情報収集を行うとともに、関係機関等との連携を強化し、計画期間内での体制整備に努めます。

第2節 一人ひとりの生活課題を受けとめ、包括的に解決していくための支援体制づくり

I 高齢者・障がい者の地域生活を支えます

1. 車椅子貸出事業の実施

○現 状

一時的に車椅子を必要とする高齢者等の地域住民及びその家族介護者に対し、負担軽減を図るため短期での貸出しを行っています。また、福祉施設等への長期貸出しも行っています。

□課 題

実施要綱に基づき貸出ししています。なお、必要に応じ要綱の見直しを行いながら、利用しやすい事業にしていく必要があります。

◇実践事業

- ①車椅子を必要とする地域住民等に対し、引き続き貸出しを行います。
- ②福祉施設等への長期貸出しも継続して行います。
- ③社協だよりやホームページ等により、多くの地域住民が利用できるよう周知します。
- ④車椅子の適正な維持管理に努めます。

2. ゲーム用具・疑似体験セット・行事用テント貸出事業の実施

○現 状

社協で所有している「カラーリング」などのゲーム用具は、介護予防事業や老人クラブ等に貸出し及び社協事業（ふれあいスポーツ大会・ふれあい昼食会等）でも利用しています。また、高齢者疑似体験セットは、浜頓別高等学校にも貸出し、高齢者疑似体験学習に利用していただいています。なお、共同募金会から配分されている行事用テントも町民や町内会に対し無償で貸出ししています。

□課 題

ゲーム用具や高齢者疑似体験セットは、利用形態が一部の団体に限られていることまた、購入後、年数が経過し適正な維持管理に努めていますが、特に高齢者疑似体験セットは購入後10年以上経過しており経年劣化している状況あります。

◇実践事業

- ①老人クラブや町内会等にゲーム用具に係るニーズ調査を行い、更新を図ります。
- ②高齢者疑似体験セットについても関係機関と協議し、現状に即したキットの整備に努めます。
- ③貸出しについては、社協だよりやホームページにより周知するとともに、町内会や老人クラブの会合等に訪問してPRに努めます。
- ④高齢者疑似体験セットは、町内の学校や町内会、団体等で学習する機会を関係機関と連携を図り社協が企画して周知し、利用促進に努めます。

3. 地域に役立つ情報の提供

○現 状

地域に役立つ情報について、どのような情報が求められているのかニーズの把握に至らず、情報発信に繋がっていません。

□課 題

どのような情報が地域に求められているのか、情報の収集方法や発信方法について、具体的な事業内容が定まっていない状況にあります。

◇実践事業

- ①必要とされている情報について、関係機関や民間企業、ボランティア団体等と連携を図りながら情報収集に努めます。
- ②住民、地域、企業、行政、団体等をつなぐ情報を収集し発信できるように努めます。
- ③得られた情報を社協だよりやホームページにより情報発信しますが、その他の発信方法についても検討していきます。

4. 消費者被害防止（悪質訪問販売・特殊詐欺等）への対応

○現 状

悪質訪問販売及び特殊詐欺の被害を受ける高齢者等が後を絶たない状況にあり、特に特殊詐欺には数多くの種類と巧妙な手口で被害額も多額となり、大きな社会問題となっています。

□課 題

高齢者等悪質訪問販売監視車両の取り組みは、事業開始の平成19年度以降の拡大が図れず、事業開始後10年以上を経過し、マグネットシートの更新も行われていません。また、宗谷管内においても特殊詐欺等の被害に遭われている高齢者がおり、警察や地域包括支援センターからの情報提供が行われていますが、社協独自として十分な被害防止に対するPRが図られていません。

◇実践事業

- ①高齢者等悪質訪問販売監視車両の取り組みは、PR効果は大きいと考えられることから再構築に努めます。
- ②特殊詐欺被害防止の取り組みは、悪質訪問販売防止も含めて社協だよりやホームページによる啓発を行うとともに、各家庭に被害防止啓発チラシやステッカーの配布等、啓発方法を検討し実施します。
- ③消費者協会等との連携を図りながら、消費者被害防止の啓発及び防犯グッズの紹介に努めます。

II 生活のあらゆる相談に応じます

1. 心配ごと相談事業の実施及び相談業務の充実

○現 状

地域住民の心配ごとなどの相談窓口として、日常的に社協窓口で相談対応を行っています。主な相談内容は生活困窮による生活援護資金等の貸付に係る相談で、職員が対応しています。

□課 題

日常的に相談対応していることが周知されていません。また、過去に心配ごと相談所運営要領に基づき、民生委員や社協理事が相談員となって定例相談を行っていた経過はありますが、利用者がいないこともあり実施していない状況が続いています。

◇実践事業

- ①日常生活のあらゆる相談窓口として社協が存在していることを積極的に周知します。
- ②社協職員が日常生活のあらゆる相談に対応できるよう、相談能力の向上に努めます。
- ③生活困窮による相談において、資金貸付以外の支援策が無いか協議検討します。
- ④運営要領による定期相談の実施が実現できるよう関係機関と十分協議し、必要に応じ運営要領の見直しを図りながら体制整備の充実を目指すとともに、相談しやすい体制整備に努めます。

2. 地域包括支援センター・関係機関との連携

○現 状

地域ケア会議に参画し、地域包括支援センターをはじめ、福祉施設等の関係機関との情報共有を図っています。

□課 題

地域ケア会議において社協からの事例検討等の情報提供は行われていません。また、地域包括支援センターと連携して実施している生活支援体制整備事業についても、その機能を十分に発揮できていません。

◇実践事業

- ①社協で実施している日常的な相談窓口の開設に関するPRを積極に行い、相談業務を充実することで、多重困難事例等の早期発見に努めます。
- ②地域包括支援センターと連携して実施している生活支援体制整備事業について、より一層連携を強化して機能発揮に努めます。

Ⅲ 生活困窮者に対して関係機関との連携による迅速な支援

1. 生活援護資金貸付事業

○現 状

浜頓別町社協独自の事業として、浜頓別町内に居住する方で特別な事情により一時的に生活が困窮する方を援護するために資金を貸し付けする生活援護資金貸付事業を行っています。貸付限度額は1世帯10万円で償還期間は、据え置き期間2ヶ月を含めて1年以内の無利子で貸し付けする事業です。

□課 題

貸付制度の周知が不足しているため、多くの方に利用されていません。また、償還期間を過ぎても償還されない事案が発生しないよう注意する必要があります。

◇実践事業

- ①生活困窮者に対し、必要な生活援護資金の貸付事業を継続して行います。
- ②社協だよりやホームページ等により資金貸付事業の積極的な周知に努めます。
- ③未償還事案が発生しないよう、貸付者の状況把握に努めるとともに保証人への対応も含めて未償還防止対策の取り組みを進めます。
- ④必要に応じて地区担当民生委員との連携強化を図ります。

2. 生活福祉資金の貸付（道社協事業）

○現 状

厚生労働省の要綱に基づき北海道社協が実施している貸付事業です。この事業の対象は、他の貸付制度が利用できない低所得の高齢者・障がい者世帯に対し資金の貸し付けと必要な相談を行い、経済的自立や生活意欲の助長を促し、安定した生活ができるよう支援します。

浜頓別町社協としては、地区担当民生委員との連携を図りながら、相談窓口として支援しています。

【貸付金の種類】

- ①総合支援資金
- ②福祉資金（福祉費・緊急小口資金）
- ③教育支援資金（教育支援費・修学支度費）
- ④不動産担保型生活資金（不動産担保型生活資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金）

□課 題

制度の周知が不十分であり利用者が少ない状況にあります。また、償還期間を経過しても償還されない事案があります。

◇実践事業

- ①制度を必要としている方々に対し、相談対応窓口として引き続き、資金貸付・相談支援を行います。
- ②社協だよりやホームページにより、資金貸付制度の周知に努めます。
- ③資金の種類によっては、民生委員の意見を求める必要があることから、連携を図るとともに貸付制度の内容について、学習の場を設けるとともに情報共有に努めます。
- ④未償還事案については、道社協及び地区担当民生委員との連携のもと償還に向けた取り組みを進めます。

3. 臨時特例つなぎ資金の貸付（道社協事業）

○現 状

厚生労働省の要綱に基づき北海道社協が実施している貸付事業です。離職者を支援するための公的給付制度又は公的貸付制度を申請して受理されている住居の無い離職者に対して、給付金又は貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸し付けし、自立に向け支援します。貸付限度額は10万円の無利子で償還は、原則として一括返済となっています。

浜頓別町社協としては、地区担当民生委員との連携を図りながら、相談窓口として支援しています。

□課 題

制度の周知が不十分であり利用者が少ない状況にあります。また、償還期間を経過しても償還

されない事案があります。

◇実践事業

- ①制度を必要としている方々に対し、相談対応窓口として引き続き、資金貸付・相談支援を行います。
- ②社協だよりやホームページにより、資金貸付制度の周知に努めます。
- ③民生委員の意見を求める必要があることから、連携を図るとともに貸付制度の内容について、学習の場を設けるとともに情報共有に努めます。
- ④未償還事案については、道社協及び地区担当民生委員との連携のもと償還に向けた取り組みを進めます。

4. 特別生活資金の貸付（道社協事業）

○現 状

北海道独自の要綱に基づき北海道社協が実施している貸付事業です。高齢者、障がい者（一定の要件があります。）などの世帯に対し、冬期の生活に必要な灯油などの購入資金として貸し付けを行っています。貸付限度額は1世帯5万円の無利子で償還期間は1年以内となっています。

浜頓別町社協としては、地区担当民生委員との連携を図り、相談窓口として支援しています。

□課 題

制度の周知が不十分であり利用者がいない状況にあります。

◇実践事業

- ①制度を必要としている方々に対し、相談対応窓口として引き続き、資金貸付・相談支援を行います。
- ②社協だよりやホームページにより、資金貸付制度の周知に努めます。
- ③民生委員の意見を求める必要があることから、連携を図るとともに貸付制度の内容について、学習の場を設けるとともに情報共有に努めます。

5. 生活困窮者自立支援事業（稚内市社協受託事業）

○現 状

「生活困窮者自立支援法」に基づき、「働きたくても働けない」「住む場所が無い」などの生活に困窮している方を対象に相談支援業務として一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の相談員と一緒に考え、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援が行われています。宗谷管内では、平成27年4月より本格的に稚内市社協が北海道（宗谷総合振興局）から委託を受けて事業が実施されており、浜頓別町民については、「自立生活支援センター枝幸事務所」において相談対応が行われています。

□課 題

制度内容の周知が不足しているとともに、関係機関との連携を図りながら情報収集・共有が必要であります。

◇実践事業

- ①社協だよりやホームページにより事業内容等について積極的に周知します。
- ②複雑な課題を抱えた方からの相談対応の際は、関係機関と連携を図りながら、「自立生活支援センター枝幸事務所」への早期相談接続等の支援を行います。

第3節 まちづくりにかかわる多様な推進主体とのネットワークの強化

I ボランティア活動に対する情報共有に努めます

1. ボランティアセンターの運営とネットワーク強化

○現 状

社協として助成を行うなど支援しているボランティア団体を含め、町内にボランティア活動を行っている団体等がありますが、これらの団体等の情報の共有やそれぞれの活動支援など、ボランティアセンターとしての機能は十分に発揮されていません。

□課 題

ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネートなど、必要とされるボランティアセンターとしての機能が発揮されていません。また、ボランティア、スポーツ、文化活動等、グループ・団体・個人などが行っている様々な活動の内容を紹介する「情報の広場」を社協ホームページに開設していますが、情報の更新が積極的に行われてはいません。

◇実践事業

- ①現在町内で組織されている団体、グループ等の実態調査を実施します。
- ②既存のボランティア団体等を含め、地域の福祉活動等に取り組んでいる団体等への支援と情報共有に努めます。
- ③ボランティアを求めている人、ボランティア活動を行いたい人及び団体やグループ等をつなぐコーディネート事業の推進に努めます。
- ④各種ボランティア情報を収集し、社協だよりやホームページ等により情報発信するとともに、「情報の広場」の充実に努めます。

2. 災害時におけるネットワークの構築 ※重点事業

○現 状

近年、道内各地で大雨や暴風雨、大地震による災害が発生している中で、浜頓別町においても

「浜頓別町地域防災計画」を策定し、住民の生命や財産を守るため、町及び防災関係機関及び企業等と連携を図り災害に備えています。

一方で、北海道社協と市町村社協が災害救援活動支援協定を締結し、道内で災害が発生した際に市町村社協が行う救援活動（災害ボランティアセンター運営）への支援が行われています。

□課 題

社協としての災害時における役割について明確になっていません。また、道社協との災害救援活動支援協定を締結していますが、支援を受けるための体制が整備されていません。

◇実践事業

- ①災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの策定に向けて、早急に協議を行い策定に努めます。なお、策定にあたっては、浜頓別町地域防災計画との整合性を図るために、町との連携・協議を行います。
- ②マニュアルの策定にあたっては、道社協との連携を強化して進めます。
- ③マニュアルにおいて、災害時における社協の役割を明確にするとともに、浜頓別町地域防災計画の中での確立を目指します。
- ④災害救援用備品資機材の確保について検討します。

第4節 地域づくりを主体的に担う人づくり

I ボランティア活動におけるマンパワーの育成に努めます

1. ボランティア活動における研修・研究会等への積極的な参加

○現 状

全道域で開催されている「ボランティア愛ランド」事業、宗谷管内で開催されている「地区ボラネット事業」等に各ボランティア団体の代表や社協役員、社協職員が参加し、各地区、地域で行われているボランティア活動における課題の協議の中から仲間づくりや人づくりの強化が図られています。

□課 題

ボランティア活動における研修・研究会への参加については、開催地が遠方であること、ボランティア活動等を実践する方々が高齢となっていること、また日程の都合等により限られた方みの参加となっています。

◇実践事業

- ①全道域及び宗谷管内において開催される研修・研究会等に積極的に参加し、情報を共有しボランティア活動のネットワーク強化に努めます。

- ②道社協と連携し、講師等を招致してボランティア活動における研修・研究会を町内での開催を検討し、実現を目指します。
- ③町内の小中学校に対して、ボランティア活動等に対する学習の機会を設けるため企画立案し、小中学校との連携を図りながらボランティア活動に対する理解を深められるよう努めます。

II 赤い羽根共同募金を活用した事業を行います

1. ふれあいスポーツ大会の実施

○現 状

町内の高齢者や障がいを持つ方と福祉関係者が集い、スポーツを通じて交流する機会を設けることで、健康で楽しく共に支え合う日々を過ごしてもらうことを目的として実施しています。事業の実施にあたっては、保健福祉課、民生委員、ボランティアひまわりの会、浜頓別高校ボランティア局の協力により行っています。

□課 題

内容がマンネリ化しているという声と新たな参加者が増えていないことから、参加者の固定化と減少傾向にあります。

◇実践事業

- ①スポーツを通しての交流は必要であり、高齢者、障がい者等と福祉関係者が集う大会であるため引き続き実施していきます。
- ②競技の内容については、事務局においてマンネリ化しないために参加者が楽しめるよう工夫に努めます。
- ③新規の参加者を増やすため、町内会や関係機関に協力を要請しながら、積極的な事業の周知に努めます。

2. 軽食交流事業

○現 状

町内の75歳以上のひとり暮らし高齢者宅に浜頓別高校生徒が軽食（お菓子類）を届けながら声掛けをして、世代間交流と安否確認、孤独感の解消を図っています。

□課 題

浜頓別高校家庭部の部活動の一環として取り組んでいただいております、事業実施にあたっては、高校との事前の打ち合わせを十分に行わなければなりません。また、ボラ弁事業と目的や対象者が同様であることから、事業実施にあたっては、重複しないよう注意が必要です。

◇実践事業

- ①浜頓別高校家庭部の協力のもと実施している事業であり、引き続き実施していきます。
- ②本事業の実施回数について、増やすことが可能か浜頓別高校と十分協議検討しながら、実施回数増加を目指します。

3. 児童健全育成事業（すこやか子育て応援事業）

○現 状

子育て世帯への経済的負担軽減のために、新生児への紙おむつの支給事業を、保健福祉課及び民生委員の協力のもと実施しています。また、小学校新入学児童の事故防止を目的として教育委員会の協力のもとランドセルカバーの贈呈を行っております。

□課 題

児童健全育成事業については、現在実施している事業のほかに実施できる事業を模索する必要があります。

◇実践事業

- ①小学校新入学児童へのランドセルカバーの贈呈を引き続き実施します。
- ②平成27年4月より実施している、子育て世帯への経済的負担軽減のための「すこやか子育て応援事業」である新生児への紙おむつの支給事業についても引き続き実施します。
- ③次世代を担う子どもたちの健やかな成長を促すための新たな事業実施について、関係機関と連携して協議検討します。

4. 社協広報（紙）及びホームページの充実

○現 状

社協が実施している事業内容等を中心に紹介している「社協だより」の広報紙の毎月発行と、冊子版（カラー）の広報誌の年1回の発行を行っています。ホームページは、社協の事業や共同募金、老人クラブ活動などを中心に事業内容を掲載し、随時更新しています。

□課 題

社協だよりは、町の広報紙配布時に折り込む形で配布していることから、社協の広報紙として認識されづらいという声があります。

◇実践事業

- ①社協だより（広報紙）は、引き続き定期発行（毎月1回）するとともに、緊急性を要する情報提供の際は、必要に応じ随時発行に努めます。
- ②年1回の冊子版（カラー）の社協だより（広報誌）を発行するとともに、記事等の掲載内容の精査により発行回数の拡充を目指します。
- ③社協だよりの作成にあたっては、住民の目に止まりやすく、分かりやすい掲載方法に努めます。

- ④社協だより、ホームページともに、内容の充実に努めます。
- ⑤SNSなどの新たな情報の発信方法を検討します。

Ⅲ 歳末たすけあい助成金を活用した事業を行います

1. ふれあい昼食交流会の実施

○現 状

75歳以上の高齢者や障がいを持った方を対象に、簡易なゲームの後の昼食会での歓談を行うことで、孤独感の解消と世代間の交流を図っています。事業の実施にあたっては、保健福祉課、ボランティアひまわりの会、浜頓別高校ボランティア局の協力により行っています。

□課 題

高齢者の参集範囲は、毎年対象地区を決めて実施していますが参加者が減少傾向にあります。また参加者が固定化してきているため、新たな参加者の掘り起こしが必要です。

◇実践事業

- ①高齢者、障がい者と福祉関係者とが集い、ゲームや昼食を囲んだ交流は必要であり、引き続き関係機関の協力を得ながら実施します。
- ②対象地区の選定の見直しを行うとともに、新規参加者の増を目指すため、事前に町内会等に協力を要請しながら、積極的な事業の周知に努めます。
- ③そのほかの事業との連携による事業拡大等、新たな事業展開について検討を進めます。

2. ボラ弁交流事業

○現 状

町内の75歳以上のひとり暮らし高齢者宅に高校生が弁当を届けながら声掛けをして、世代間交流と安否確認、孤独感の解消を図っています。

□課 題

浜頓別高校ボランティア局の協力により取り組んでおり、事業実施にあたっては、高校との事前の打ち合わせを十分に行わなければなりません。また、軽食交流事業と目的や対象者が同様であることから、事業実施にあたっては、重複しないよう注意が必要です。

◇実践事業

- ①浜頓別高校ボランティア局の協力のもと実施している事業であり、引き続き実施していきます。
- ②本事業の実施回数について、増やすことが可能か浜頓別高校と十分協議検討しながら、実施回数の増加を目指します。

3. 高齢者等見守り・声掛け推進事業 ※拡充事業

○現 状

町内の75歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象とした事業については、浜頓別高校の協力を得ながら、「軽食交流事業・ボラ弁交流事業」を実施しているが、年にそれぞれ1回のみの実施にとどまっており、見守り活動の充実に至っていません。

□課 題

現在実施している事業のほかに、町内で生活している全ての高齢者等の見守り及び声掛け活動の充実・強化を図り、安否確認と孤独感の解消に努め、高齢者の生活意欲の高揚を図る必要があります。

◇実践事業

- ①社協役員による、見守り・声掛け事業を実施します。
- ②民生委員やボランティア団体の協力を得ながら見守り・声掛け事業を実施するとともに、情報共有に努めます
- ③年1回の実施ではなく、他の事業の実施状況を見ながら複数回実施することを目指します。

4. 福祉団体等の育成・支援

○現 状

浜頓別町老人クラブ連合会の事務局を担当し、会の運営や事業の実施などの活動支援を行っています。また、ボランティアひまわりの会、浜頓別高校ボランティア局へ助成金を交付して活動を支援しています。

□課 題

各団体への支援の在り方や新たな支援すべき団体等について、協議検討する必要があります。

◇実践事業

- ①各団体への支援を引き続き実施するとともに、会員数や経費面等を考慮した支援の在り方について協議検討します。
- ②町内で活動している団体において、児童健全育成や社会福祉活動等、社協事業の目的に合致する取り組みが行われている団体については、新たに支援する方法について協議検討し、支援に努めます。

第5節 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

I 社協活性化の推進と事務局機能の充実に努めます

1. 社協会員の全戸加入の促進

○現 状

社会福祉に関心があり、社協事業の趣旨・目的に賛同いただいた方々が会員となり、目的達成のために支援をいただいています。一般会員は町内会・自治会を単位として、特別会員は有志個人、企業、団体等にそれぞれ入会いただいています。

☆一般会員 1世帯300円又は町内会・自治会の予算の範囲内

☆特別会員 1口2,000円

□課 題

一般会員の会費は300円となっていますが、町内会・自治会の事情等を踏まえ、予算の範囲内での会費納入も可能としています。また、その年度によって未加入（会費未納）となる町内会・自治会もあります。

◇実践事業

- ①一般会員及び特別会員の加入促進を図り、自主財源の確保に努めます。
- ②一般会員の在り方について検討します。
- ③未加入となる町内会・自治会に対してより一層の加入促進に努めます。
- ④会員に対して、納入頂いた会費が社協で取り組んでいる事業でどのように地域福祉に活かされているのか積極的に周知しながら、社協事業への理解を深められるよう努めます。

2. 事務局体制の充実強化

○現 状

法人の事務を処理するため、事務局を設置しています。現在、事務局長1名（兼任）、事務局次長1名（専任）と職員2名（専任）が常駐し、役場庁舎の一部を借用して事務局としての各種事務処理等を行っています。

□課 題

事務局長については、町職員が社協担当として兼任している状況にあります。

◇実践事業

- ①事務局体制の充実強化を図るとともに、職員の資質の向上に努めます。
- ②事務局長の専任化を目指します。
- ③地域包括ケアシステム構築に向けて、専門職員の採用等について町をはじめ関係機関と協議検討いたします。

II 財政の確立と財源確保に努めます

1. 財政運営の確立と公費補助等の確保

○現 状

社協は、会費、寄付金及び共同募金助成金や基金財源などの「自主財源」と補助金収入、委託金収入などの「公費財源」、委託事業に係る利用料などの「事業収入」をもって運営しています。

□課 題

事業の拡充及び新たな事業を実施するにあたっては、自主財源のほか、公費による補助を求めて実施する必要があります。

◇実践事業

- ①適切な事務処理と事業執行を推進し、健全な財政運営に努めます。
- ②新たな事業を実施するにあたっては、あらゆる補助制度を検証するとともに、共同募金助成対象事業を有効かつ効果的に活用します。

2. 社協基金の造成と寄付金の有効活用

○現 状

社協には数多くの町民や町外の方々から、社会福祉事業の振興などに役立てて欲しいとの意向により多額の寄付が寄せられています。その寄付金は今後の社会福祉の振興のための目的とするため社会福祉基金として積み立てています。

□課 題

多額の基金が積み立てられていますが、その活用方法について協議が進んでいません。

◇実践事業

- ①社会福祉基金規定に基づき、適切な基金の活用を図るとともに、より有効な活用が可能となるよう必要に応じ、規定の見直しを検討します。
- ②基金の活用方法について、他の市町村社協の状況を調査・研究し、その活用方法について協議検討します。

III 公的事業の受託を継続します

1. 高齢者等在宅生活支援事業（除雪サービス事業）

○現 状

高齢者及び身体上の理由により、自力で除雪することが困難で、親族又は近傍者等からの援助を得ることができない方々に、冬期間における生活の安全確保と健康維持のため、除雪サービス

事業を町からの委託を受けて実施しています。

□課 題

その年によって降雪量の違いがあり、町からの委託料だけでは事業実施が困難となる場合があります。また、利用地域が広範囲になることにより、移動に伴う経費も増えています。なお、町内によっては、この制度を利用せずに有志による個人ボランティアでの除雪を行っている町内会もあります。

◇実践事業

- ①冬期間の生活の安全確保等のため、引き続き町から事業を受託して実施します。
- ②事業実施に係る委託内容（業務料の考え方及び委託方法など）を見直ししながら、効率的、効果的な事業実施に努めます。
- ③町内会単位による有志の個人ボランティアの結成による除雪対応について支援を検討します。

2. 地域活動支援センター『ふらっと』の運営

○現 状

障がいのある方を対象に、週1回（基本的に毎週月曜日）に調理や製作などの創作活動や畑作業などの生産活動をメンバーとボランティア等と一緒に取り組み、人との交流や余暇活動を行う中から外出の機会や交流の場を増やすとともに、地域住民へ障がい者に対する理解を深めるきっかけづくりとするため、地域活動支援センター『ふらっと』事業について、町から委託を受けて実施しています。

□課 題

利用者が減少しています。また、利用者として登録していても参加しない（できない）方がおり、ボランティアとして活動に協力いただいている方々の高齢化も進んでいます。また、利用者の活動意欲を促すため、創作活動等による成果品（作品や野菜、調理した物など）を地域住民に還元できる場づくりと、利用者の自立支援に向けて一歩進んだ活動が求められています。

◇実践事業

- ①利用者の自立支援等のため、引き続き町から事業を受託し実施してまいります。
- ②社協だよりは基より、関係機関の協力を得ながら「ふらっと」の活動内容を積極的に周知しながら利用者及びボランティアの方の増加に努めます。
- ③利用者の活動意欲を高揚させるため、創作活動等による成果品（作品や野菜、調理した物など）を地域住民に還元するために、各種イベントへの出店及び出品するとともに、活動内容を積極的に周知し、「ふらっと」の活動に対する理解が深められるように努めます。
- ④「ふらっと」の活動が利用者の自立支援に向けた活動となるよう、関係機関及びボランティアの方々と十分協議検討を行い、実現に向けて努めます。

3. 新規事業の受託・検討

○現 状

平成22年4月から地域活動支援センター「ふらっと」事業を町より受託して実施していますが、その後、新たな事業について町より受託していません。

□課 題

介護保険法の改正に伴い、福祉を取り巻く環境が激変する中で、新たな地域支援事業や生活困窮者自立支援への取り組み、地域包括ケアシステムの確立、また平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、中核機関（権利擁護センター等を含む。）の整備を進めるとともに、より地域に根差した包括的な相談支援体制の充実につなげていかなければなりません。

◇実践事業

- ①地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉等の関連する事業等については、関係機関と十分協議連携しながら、積極的に受託できるように努めます。
- ②事業を実施する際は、住民や関係機関と連携を図りながら、社協本来の地域に寄り添った住民主体の事業展開を進めます。

IV 町指定管理事業を継続します

1. 高齢者等グループホーム運営事業

○現 状

町では、概ね65歳以上で身の自立はできるが、自炊生活が困難な高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができるように高齢者等グループホームを設置し、少人数でお互いに生活を共同化、合理化して共同生活を送っています。社協では、町からの指定管理を受けて高齢者等グループホームの運営事業を実施しています。

□課 題

管理人及び給食調理人が高齢化しており、後任の管理人等の人員確保が急務となります。また、施設の老朽化が著しいことから、施設全体の大改修が必要となっています。

◇実践事業

- ①町からの指定管理（現在の指定管理期間は平成31年度（令和元年度）から令和5年度）を引き続き受けて、効率的で効果的な管理運営に努めます。
- ②町と連携を図りながら適切な施設の維持管理に努めます。
- ③入居者が快適に生活できるよう、管理人（調理人）とともに家庭的な環境づくりに努め、事故の無い安全に配慮した運営を目指します。

第4章 実施計画

基本目標	地域共生社会の実現に向けて福祉でまちづくり
------	-----------------------

基本計画 1	問題の発見・共有・解決のための小地域福祉活動の活性化
--------	----------------------------

重点推進項目	実践項目・事業名	事業区分	財源区分	関係機関	年次計画						
					3	4	5	6	7		
I 町内における高齢者等の見守り体制の整備・充実・強化します	1 町内会に対する福祉活動の普及・促進	共同募金	共募配分金	町内会	○	○	○	○	○	○	○
	2 要支援者への見守り活動	社協単独	社協	町内会 理事 評議員 福祉関係者	○	○	○	○	○	○	○
	3 サロン活動		福祉基金等	地域住民 町内会 高齢者・障がい者 民生委員 福祉関係者	○	○	○	○	○	○	○
II 高齢者・障がい者の権利を擁護します	1 日常生活自立支援事業の実施	業務委託	委託金	北海道社会 福祉協議会 生活支援員	○	○	○	○	○	○	○
	2 成年後見・権利擁護事業に対応する体制整備 ※重点事業			北海道社会 福祉協議会 浜頓別町 家庭裁判所	○	○	○	○	○	○	○

基本計画 2 一人ひとりの生活課題を受けとめ、包括的に解決していくための支援体制づくり

重点推進項目	実践項目・事業名	事業区分	財源区分	関係機関	年次計画						
					3	4	5	6	7		
I 高齢者・障がい者の 地域生活を支えます	1 車椅子貸出事業の実施	社協単独	社協	地域住民 家族介護者 福祉施設等	○	○	○	○	○	○	
	2 ゲーム用具・疑似体験セット・行商用テント貸出 事業の実施	社協単独	社協	地域住民 各種団体等	○	○	○	○	○		
	3 地域に役立つ情報の提供	社協単独	社協	地域住民	○	○	○	○	○		
	4 消費者被害防止（悪質訪問販売・特殊詐欺等）への 対応	社協単独	社協	消費者協 警察署 関係機関等	○	○	○	○	○		
II 生活のあらゆる相談 に応じます	1 心配ごと相談事業の実施及び相談業務の充実	社協単独	社協	民生委 社協理事 福祉関係者	○	○	○	○	○		
	2 地域包括支援センター・関係機関との連携			地域包括支援 センター 福祉関係者	○	○	○	○	○		
III 生活困窮者に対して 関係機関との連携によ る迅速な支援	1 生活支援資金貸付事業	社協単独	社協	低所得者等	○	○	○	○	○		
	2 生活福祉資金の貸付（道社協事業）	道社協	受託金	北海道社会 福祉協議会 民生委員	○	○	○	○	○		
	3 臨時特例つなぎ資金の貸付（道社協事業）	道社協	受託金	北海道社会 福祉協議会 民生委員	○	○	○	○	○		
	4 特別生活資金の貸付（道社協事業）	道社協	受託金	北海道社会 福祉協議会 民生委員	○	○	○	○	○		
	5 生活困窮者自立支援事業（稚内市社協受託事業）	稚内市社協	受託金	稚内市社会 福祉協議会	○	○	○	○	○		

基本計画 3		まちづくりにかかわる多様な推進主体とネットワークの強化										
重点推進項目	実践項目・事業名	事業区分	財源区分	関係機関	年次計画							
					3	4	5	6	7			
I ボランティア活動 に対する情報共有に 努めます	1	ボランティアセンターの運営とネットワークの強化	社協単独	社協	地域住民 関係団体等	○	○	○	○	○	○	○
	2	災害時におけるネットワークの構築	社協単独	社協	浜頓別町 北海道社会 福祉協議会 地域住民	○	○	○	○	○	○	○
基本計画 4		地域づくりを主体的に担う人づくり										
重点推進項目	実践項目・事業名	事業区分	財源区分	関係機関	年次計画							
					3	4	5	6	7			
I ボランティア活動 におけるマンパワー の育成努めます	1	ボランティア活動における研修・研究会等への積極的な参加	社協単独	社協	地域住民 北海道社会 福祉協議会	○	○	○	○	○	○	○
	II 赤い羽根共同募金 を活用した事業を行 います	1	ふれあいスポーツ大会の実施	浜頓別町 道共同募金会	町補助金 共募配分金	○	○	○	○	○	○	○
	2	軽食交流事業	道共同募金会	共募配分金	○	○	○	○	○	○	○	○
	3	児童健全育成事業（すこやか子育て応援事業）	道共募配分金	共募配分金	教育委員会 新入学児童 子育て家庭 民生委員	○	○	○	○	○	○	○
	4	社協広報（紙）及びホームページの充実	道共同募金会	共募配分金	地域住民 関係機関団体	○	○	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名	事業区分	財源区分	関係機関	年次計画				
					3	4	5	6	7
Ⅲ 歳末たすけあい助成金を活用した事業を行います	1 ふれあう昼食交流会の実施	道共同募金会	歳末助成金	75歳以上高齢者 障がいを持っている方 福祉関係者等	○	○	○	○	○
	2 ポラ弁交流事業	道共同募金会	歳末助成金	高齢者 浜頓別高校	○	○	○	○	○
	3 高齢者等見守り・声掛け推進事業 ※拡充事業	道共同募金会	歳末助成金	理事・評議員 福祉関係者等	○	○	○	○	○
	4 福祉団体の育成・支援	社協単独	社 協	浜頓別町老人 クラブ連合会 ボランティア ひまわりの会 浜頓別高校ボ ランティアア局 浜頓別身障者 福祉協会	○	○	○	○	○

基本計画 5 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

重点推進項目	実践項目・事業名	事業区分	財源区分	関係機関	年次計画				
					3	4	5	6	7
Ⅰ 社協活性化の推進と事務局機能の充実に努めます	1 社協会員の全戸加入の促進	社協単独	社 協	町内会・自治会 地域住民 企業・団体等	○	○	○	○	○
	2 事務局体制の充実強化		社 協	浜頓別町 福祉関係者	○	○	○	○	○
Ⅱ 財政の確立と財源確保に努めます	1 財政運営の確立と法費補助等の確保	社協単独		浜頓別町 道共同募金会	○	○	○	○	○
	2 社協基金の造成と寄付金の有効活用	社協単独	社 協	理事 評議員	○	○	○	○	○

重点推進項目	実践項目・事業名	事業区分	財源区分	関係機関	年次計画				
					3	4	5	6	7
III 公的事業の受託を 継続します	1 高齢者等在宅生活支援事業（除雪サービス事業）	町受託	受託 金協 社	浜頓別町 町内会・自治会 地域住民 有償ボランティア登録者 福祉関係者	○	○	○	○	○
	2 地域活動支援センター「ふらっと」の運営	町受託	受託 金	浜頓別町 障がい者 ボランティア 福祉関係者	○	○	○	○	○
	3 新規事業の受託・検討			浜頓別町 福祉関係者	○	○	○	○	○
IV 町指定管理事業を 継続します	1 高齢者等グループホーム運営事業	町指定管理	指定管理料	浜頓別町 福祉関係者	○	○	○	○	○

資料編

地域福祉実践計画策定アンケート調査結果

1. 調査の目的

第4期浜頓別町地域福祉実践計画を策定するにあたり、地域住民や福祉関係者などにどのような福祉ニーズがあるのか、アンケート調査を行い第3期計画策定時のアンケート調査結果と比較検討し、今後の各種事業を展開していくための基礎資料とする。

2. 調査対象者

○住民意識アンケート調査

町内会・自治会（役員等）、浜頓別高校ボランティア局、ボランティアひまわりの会、福祉施設関係者

○町内会・自治会アンケート調査

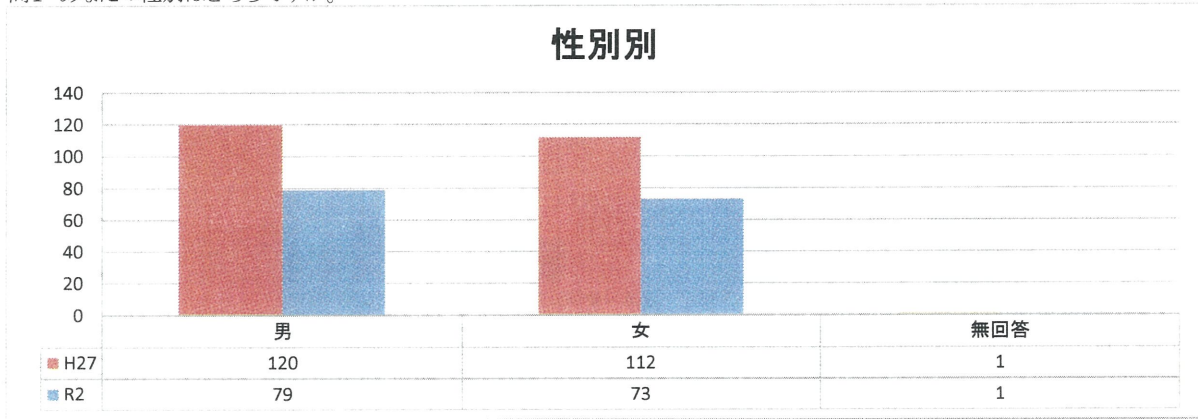
浜頓別町内の町内会・自治会

3. 回収状況

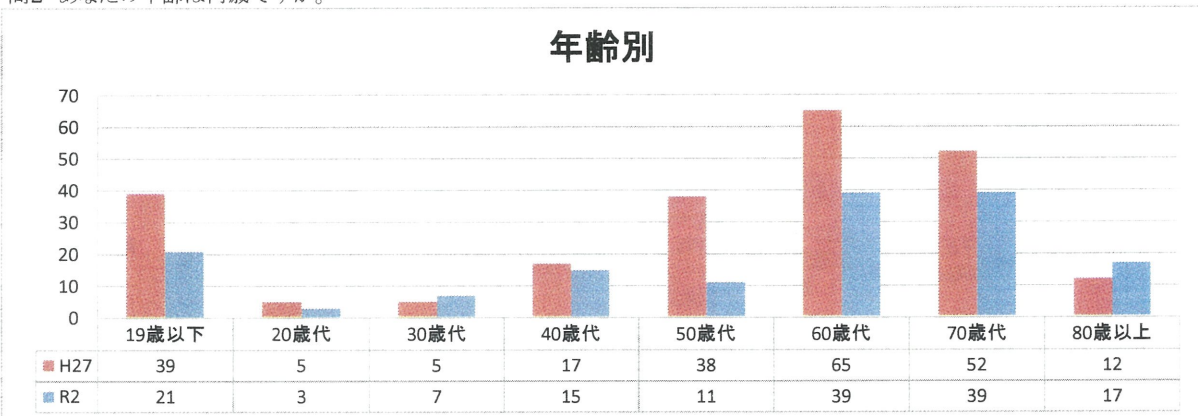
	配布数	回答数	回答率
住民意識調査	209人	153人	73.21%
町内会・自治会	33団体	24団体	72.73%

4. 住民意識アンケート調査結果（抜粋）

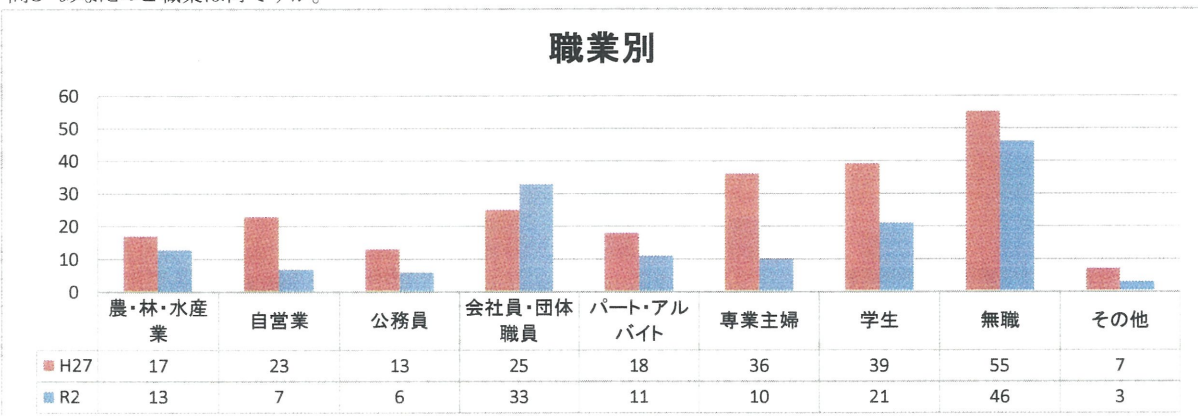
問1 あなたの性別はどちらですか。



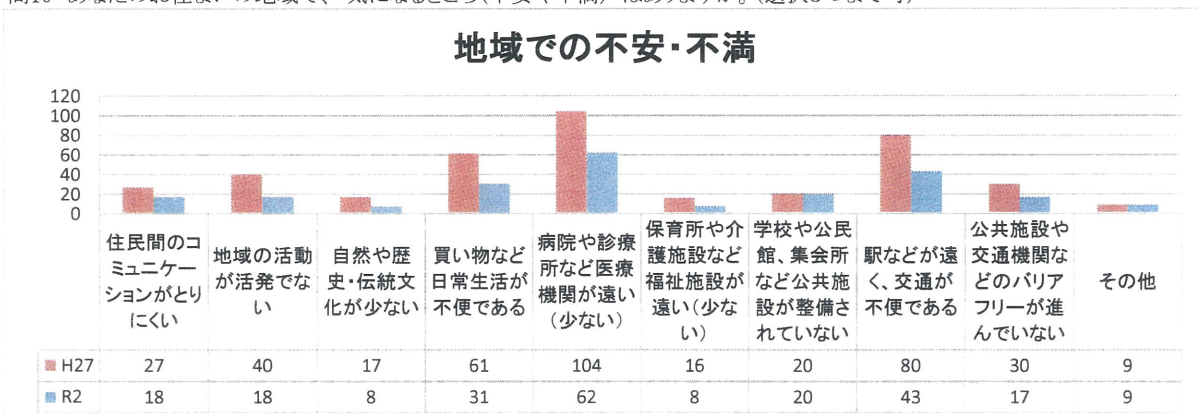
問2 あなたの年齢は何歳ですか。



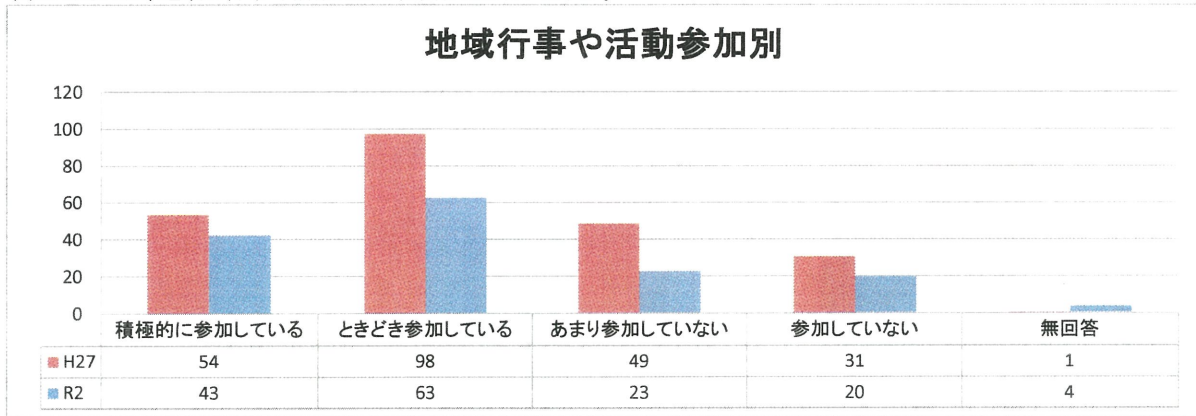
問3 あなたのご職業は何ですか。



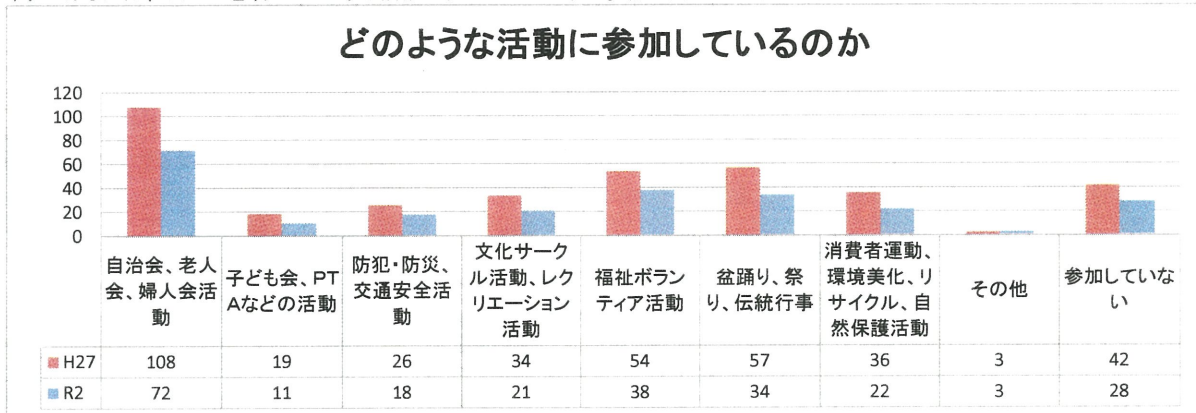
問10 あなたのお住まいの地域で、“気になるところ(不安や不満)”はありますか。(選択3つまで可)



問11 あなたは、地域の行事や活動にどの程度参加していますか。

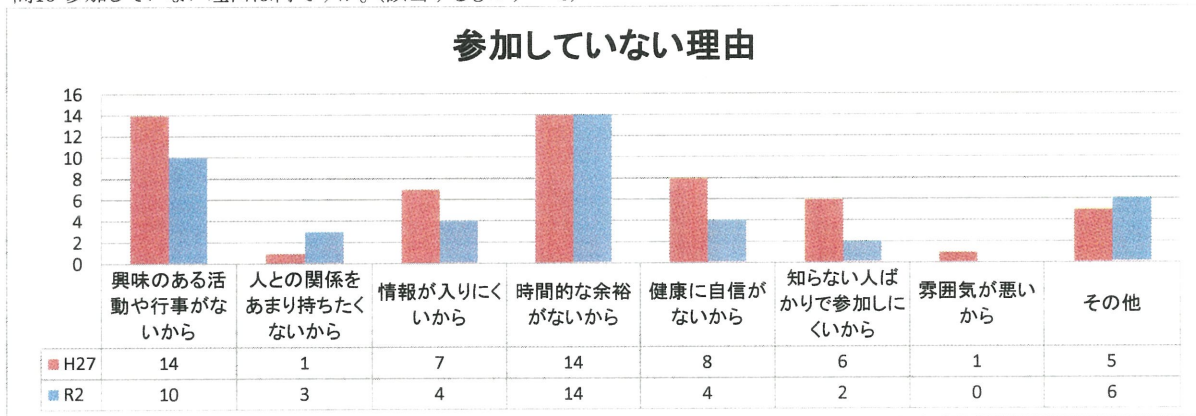


問12 あなたは、ふだん地域のどのような活動に参加していますか。(該当するものすべて)

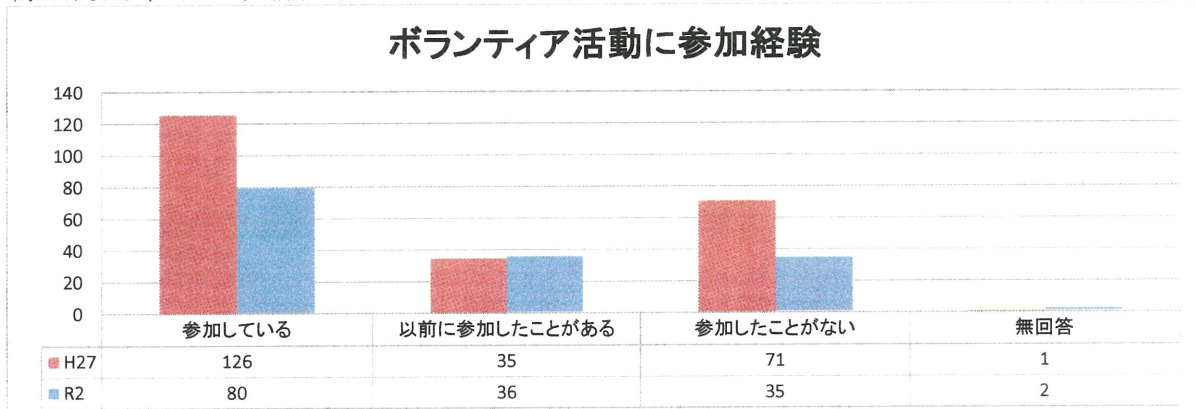


(問12で「9 参加していない」と答えた方におたずねします。)

問13 参加していない理由は何ですか。(該当するものすべて)

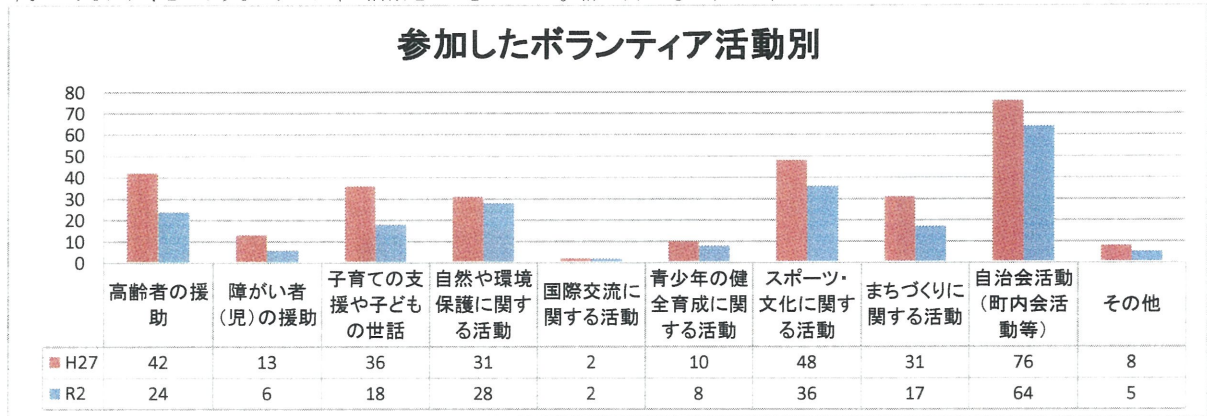


問14 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。



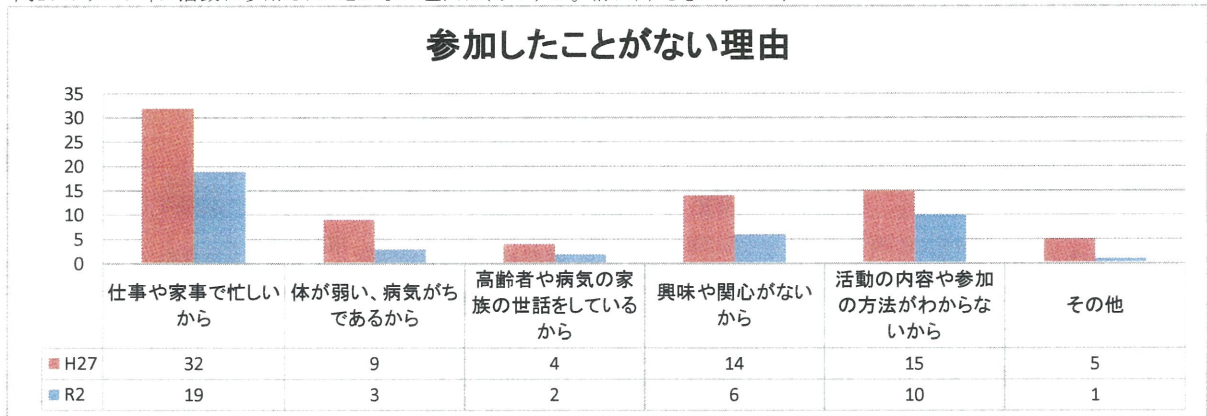
(問14で「1 参加している」「2 以前に参加したことがある」と答えた方におたずねします。)

問15 あなたは、どのようなボランティア活動をしてきましたか。(該当するものすべて)

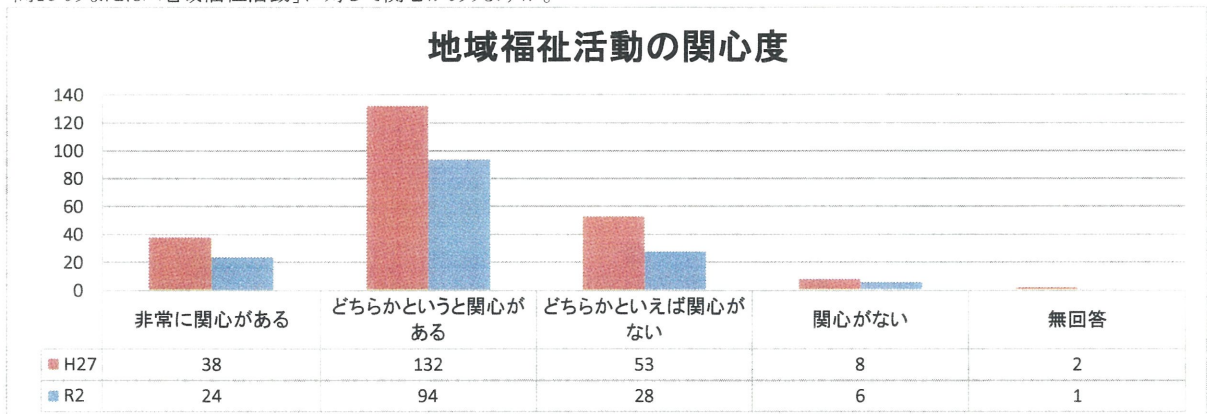


(問14で「3 参加したことがない」と答えた方におたずねします。)

問16 ボランティア活動に参加したことがない理由は何ですか。(該当するものすべて)

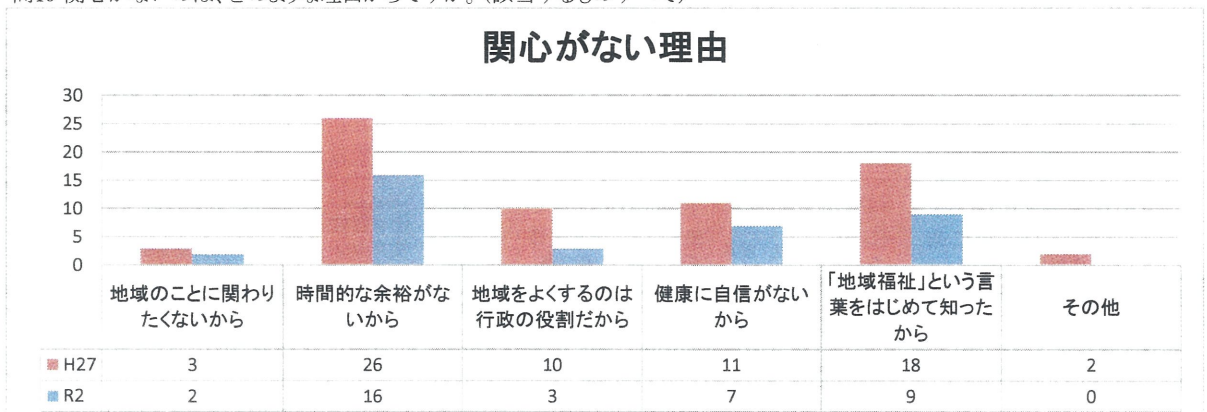


問18 あなたは「地域福祉活動」に対して関心がありますか。

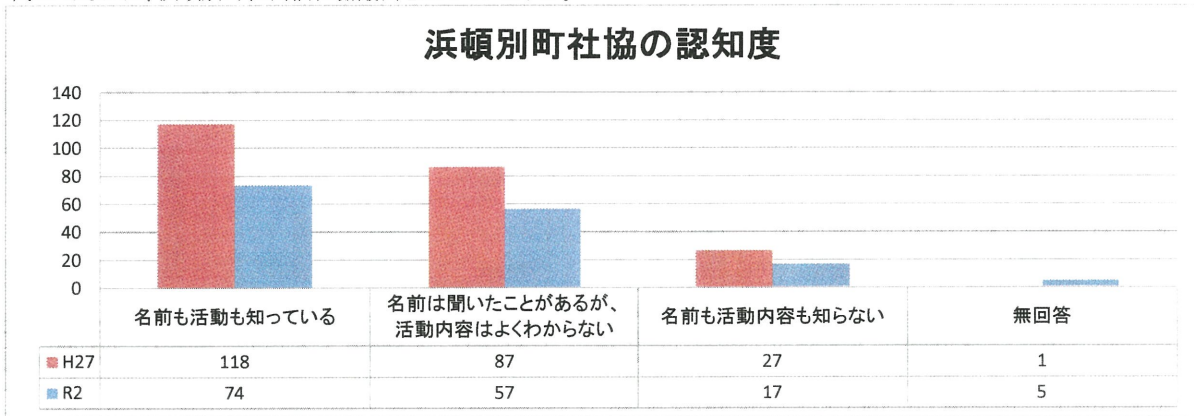


(問18で「3 どちらかといえば関心がない」「4 関心がない」と答えた方におたずねします。)

問19 関心がないのは、どのような理由からですか。(該当するものすべて)

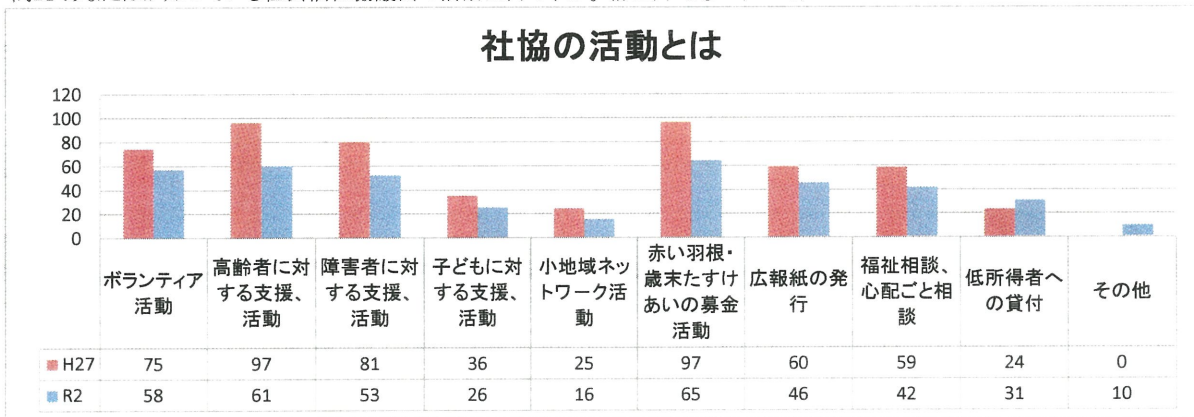


問20 あなたは、浜頓別町社会福祉協議会を知っていますか。

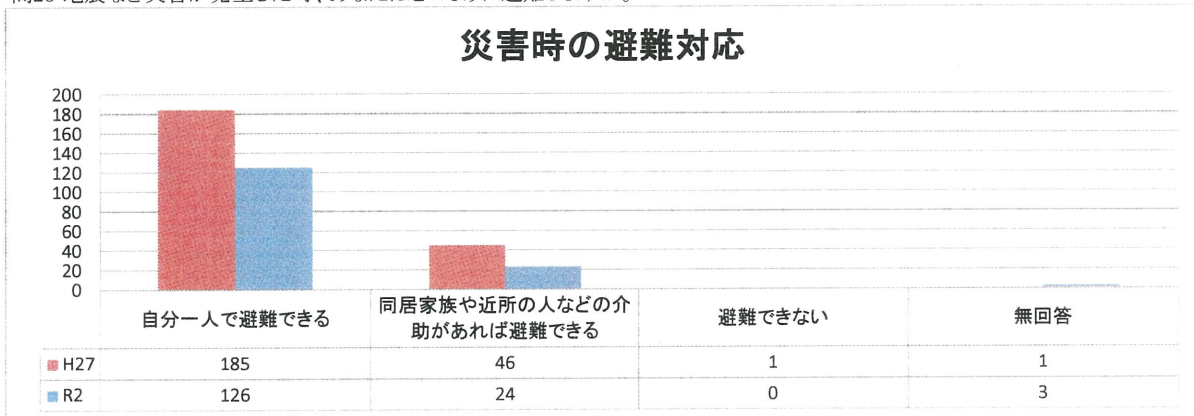


(問20で「1 名前も活動も知っている」と答えた方におたずねします。)

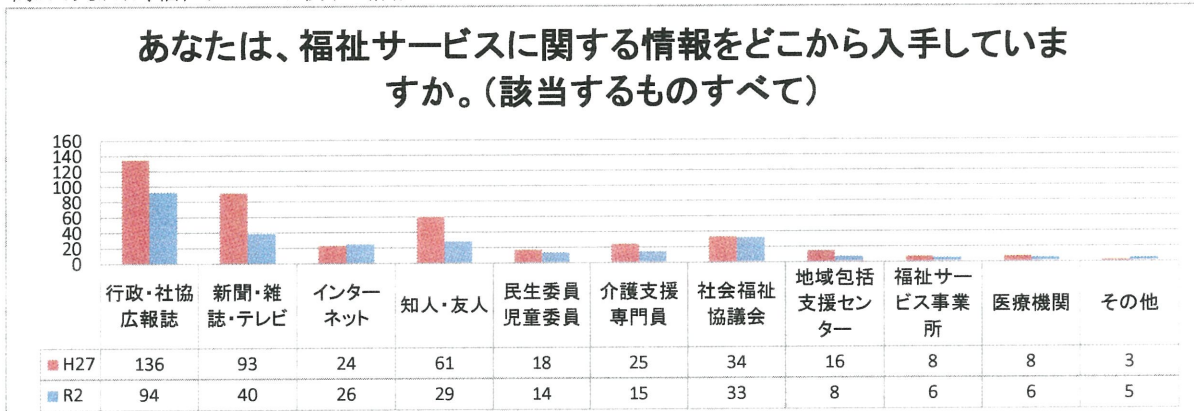
問21 あなたはが知っている社会福祉協議会の活動は何ですか。(該当するものすべて)



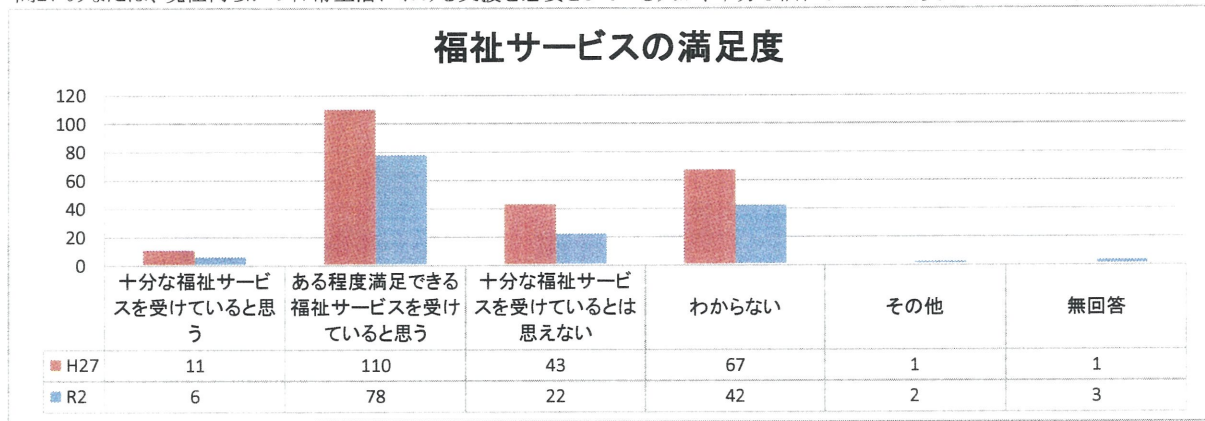
問23 地震など災害が発生した時、あなたはどのように避難しますか。



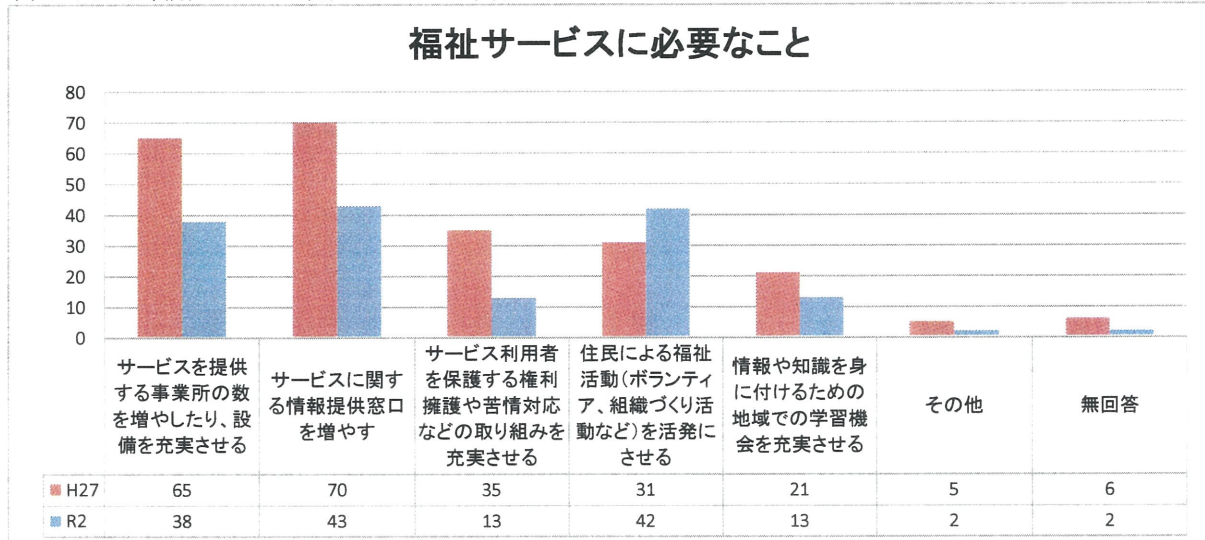
問26 あなたは、福祉サービスに関する情報をどこから入手していますか。(該当するものすべて)



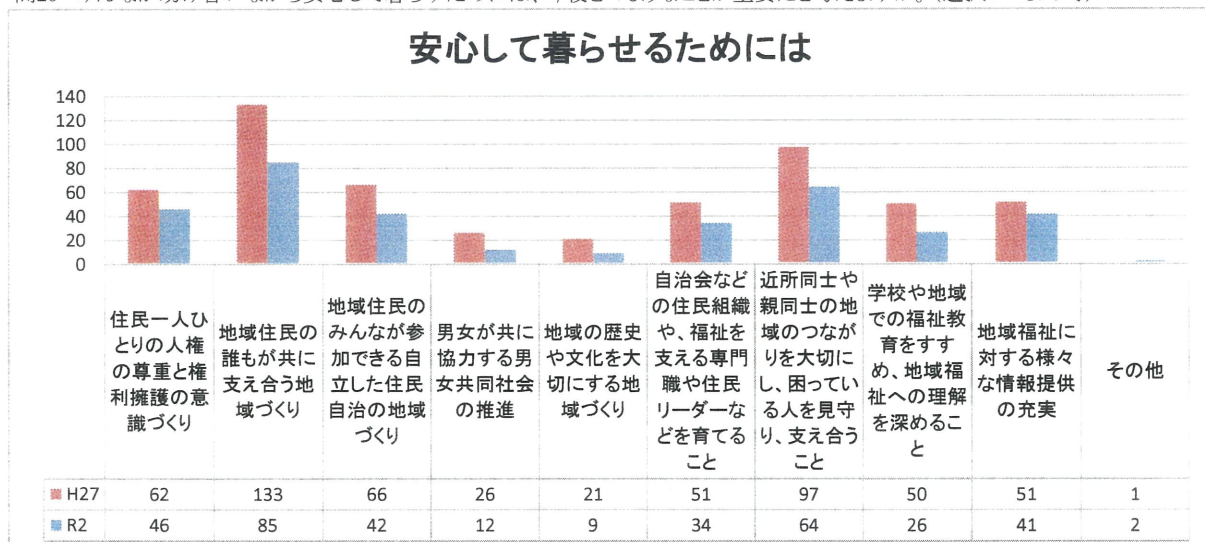
問27 あなたは、現在何らかの日常生活における支援を必要としている人が、十分な福祉サービスを受けているとお考えですか。



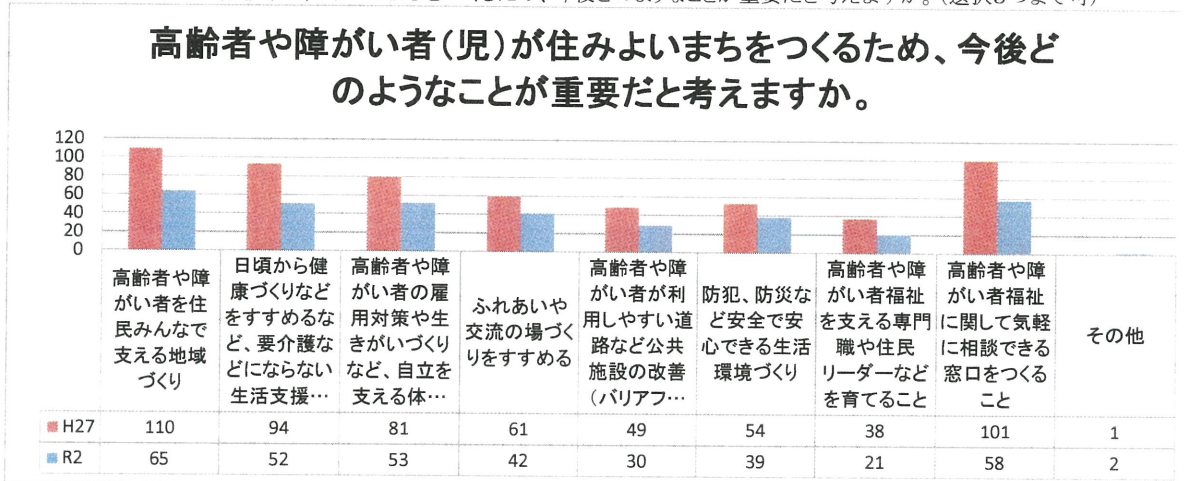
問28 あなたは、福祉サービスを充実させるために、最も必要と思うものは次のどれですか。



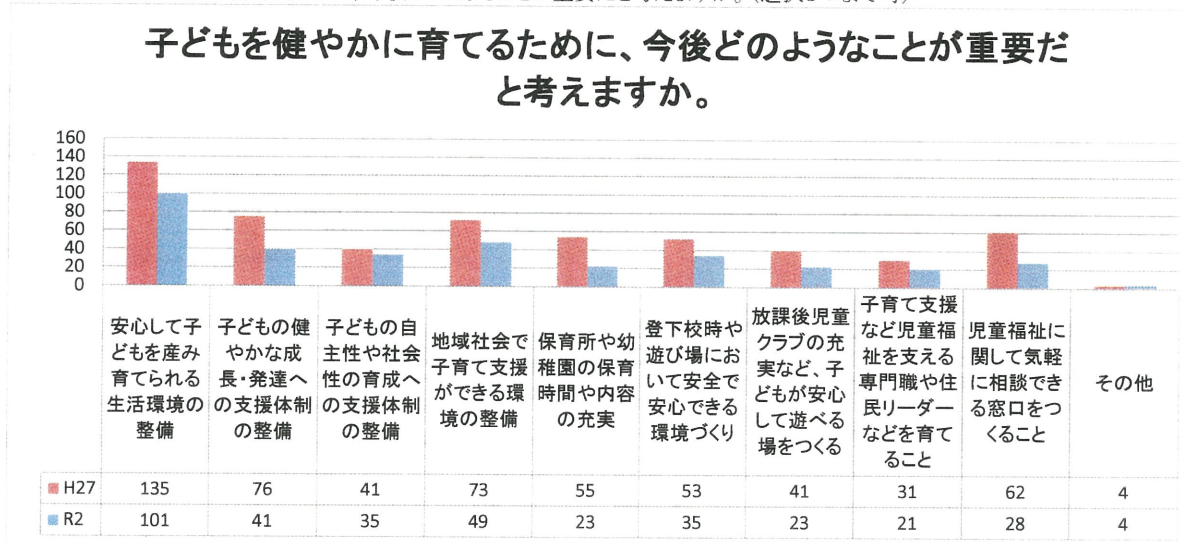
問29 みんなが助け合いながら安心して暮らすためには、今後どのようなことが重要だと考えますか。(選択3つまで可)



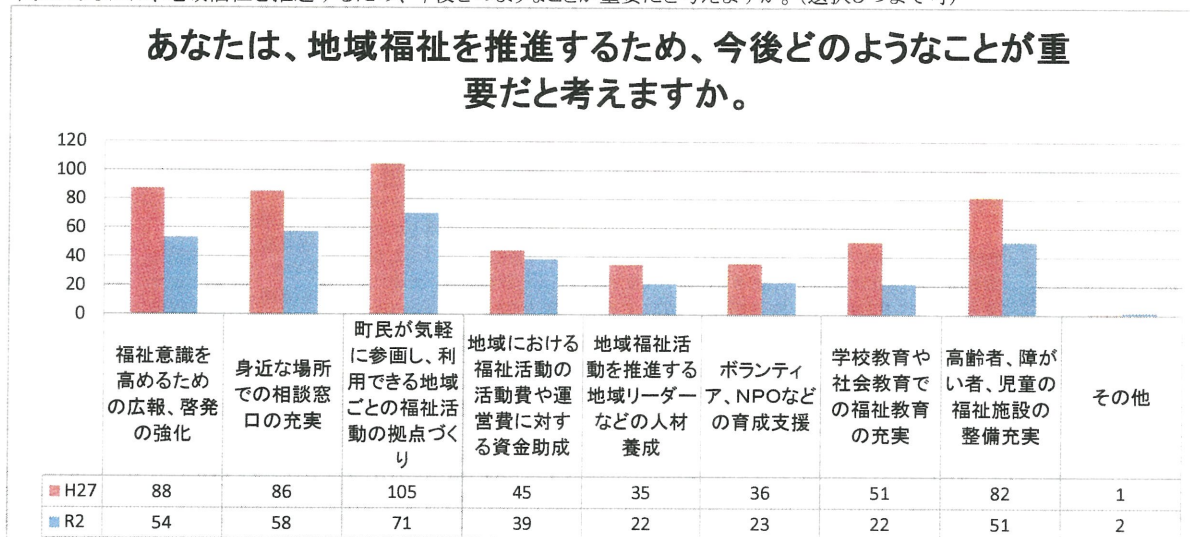
問30 高齢者や障がい者(児)が住みよいまちをつくるため、今後どのようなことが重要だと考えますか。(選択3つまで可)



問31 子どもを健やかに育てるために、今後どのようなことが重要だと考えますか。(選択3つまで可)



問32 あなたは、地域福祉を推進するため、今後どのようなことが重要だと考えますか。(選択3つまで可)



計画策定の流れ

○第1回策定委員会・・・第4期地域福祉実践計画の策定に向けた協議

〈令和2年2月17日 ほけんセンター 出席者5名〉

協議事項 ・第3期地域福祉実践計画の評価について

○第2回策定委員会・・・アンケート調査の実施について

〈令和2年6月10日 ほけんセンター 出席者4名〉

協議事項 ・町内会・自治会アンケート調査の実施について

・住民意識アンケート調査の実施について

・第3期実践計画評価・課題集約シートについて

○第3回策定委員会・・・アンケート等の集計結果及び計画策定について

〈令和2年10月13日 ほけんセンター 出席者5名〉

協議事項 ・町内会・自治会、住民意識アンケート調査の集計結果について

・第3期実践計画評価・課題集約シートの集計結果について

・全道共通目標と5つの基本計画について

○第4回策定委員会・・・基本目標及び基本計画について

〈令和2年11月13日 ほけんセンター 出席者5名〉

協議事項 ・第4期実践計画策定にあたっての基本的な考え方について

・基本目標及び基本計画について

・重点推進項目及び実施項目・事業名について（評価課題を踏まえて）

○第5回策定委員会・・・重点推進項目及び実践項目・事業名について

〈令和2年12月4日 ほけんセンター 出席者6名〉

協議事項 ・重点推進項目及び実施項目・事業名について（評価課題を踏まえて）

・今後のスケジュールについて

○第6回策定委員会・・・第4期地域福祉実践計画（素案）について

〈令和3年2月9日 役場 大会議室 出席者5名〉

協議事項 ・第4期実践計画（素案）審議について

○第7回策定委員会・・・第4期地域福祉実践計画（案）について

〈令和3年3月2日 役場 大会議室 出席者6名〉

協議事項 ・第4期実践計画（素案）最終審議について

浜頓別町地域福祉実践計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 浜頓別町社会福祉協議会（以下「本会」という）は、行政、地域住民、福祉団体、ボランティア、民生児童委員、NPOなどと連携・協働しながら地域の福祉ニーズを把握し、計画的・継続的な地域福祉活動の展開、地域福祉を推進するための人づくり、社協運営・経営基盤づくり等に取り組み、地域から信頼される組織づくりを目的に第4期地域福祉実践計画を策定するため、浜頓別町地域福祉実践計画策定委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、理事・評議員から選出した6名以内の委員をもって構成し、会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会は委員の互選により委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長は委員会を代表し、会議の長となる。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、地域福祉実践計画策定までとする。

2 委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(報 告)

第6条 委員会は、地域福祉実践計画を策定したときは、会長に報告するものとする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、浜頓別町社会福祉協議会事務局において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

令和 3年 3月 5日

社会福祉法人 浜頓別町社会福祉協議会
会 長 横 山 豊 広 様

浜頓別町地域福祉実践計画策定委員会
委員長 長 尾 均

第4期浜頓別町地域福祉実践計画の策定について（報告）

第4期浜頓別町地域福祉実践計画の策定にあたっては、委員各位の協力により、慎重に協議を重ね、別紙のとおり策定いたしましたので、浜頓別町地域福祉実践計画策定員会設置要綱第6条の規定により、報告します。

この実践計画は、浜頓別町社会福祉協議会の事業推進にあたり、少子高齢、人口減少の進行や住民の生活・福祉課題も深刻化、複雑化する中で、誰もがこの地域で安全・安心して自立した生活を送ることができるような地域福祉の実現を目指した計画となっています。

地域住民や関係機関等の理解と協力を得て「地域共生社会の実現に向けて福祉でまちづくり」を目指し、着実に実現されることを望みます。

記

1. 第4期浜頓別町地域福祉実践計画

浜頓別町地域福祉実践計画策定委員会委員名簿

職 名	氏 名	備考
委員長	長 尾 均	
副委員長	山 田 元 子	
委 員	鈴 木 芳 博	
委 員	佐 藤 智 子	
委 員	米 山 美千代	
委 員	杉 目 文 子	

